

大阪府消費生活センターと大阪市消費者センターの相互連携に関する確認書

(目的)

第1条 大阪府消費生活センター（以下、府センター）と大阪市消費者センター（以下、市センター）は、相互の密接な協力と連携により、大阪府域及び大阪府域における消費者行政活性化に資することを目的として、本確認書を締結する。

(連携項目)

第2条 本確認書による主な連携項目は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活相談情報に関すること。
- (2) 事業者対策に関すること。
- (3) 消費者被害防止のための啓発・情報発信に関すること。
- (4) 「くらしの商品安全情報室」に関すること。
- (5) 両センター来所者に対する案内・情報提供に関すること。
- (6) その他両センターが必要と認めること。

(連携会議)

第3条 前条に掲げる項目に関する取組みについて協議するため、府市消費生活センター連携調整会議を設置する。

(事業の実施)

第4条 本確認書に基づく具体的な事業の実施等については、両センターが協議し、合意の上、推進していくこととし、実施に必要な費用負担については別途協定で定める。

(施設の利用)

第5条 事業の実施に際し、府センターは、府内市町村が施設を有効に利用することを認め、市センターは、府が施設を有効に利用することを認める。

(実施期日)

第6条 本確認書は、確認日から効力を有するものとする。ただし、具体的な事業の開始日については、両センターが協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 本確認書に記載のない事項、又は確認した事項の実施に関し必要な事項は、両センターで協議することとする。

平成24年2月23日

大阪府消費生活センター所長 池田 幸雄

公印

大阪市消費者センター所長 西山 嘉利

公印